

● 給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例（一般の源泉徴収義務者の場合）

＜納付する税額がある場合＞

- (1) 平成31年(2019年)3月25日に平成31年(2019年)3月分の給料を支払い、その支給人員は38人、支給額（税込）は8,990,000円、源泉徴収税額は161,700円である（「俸給・給料等」欄に記入）。
- (2) 平成31年(2019年)3月20日に従業員に賞与を支払い、その支給人員は31人、支給額は10,755,000円、源泉徴収税額は472,998円である（「賞与（役員賞与を除く。）」欄に記入）。
- (3) 平成31年(2019年)2月28日付で退職した人（1人）の退職金8,500,000円を平成31年(2019年)3月25日に支払い、退職金の額が退職所得控除額以下であったので、源泉徴収税額はなかった（「退職手当等」欄に記入）。
- (4) 平成31年(2019年)3月分の税理士報酬を平成31年(2019年)3月29日に支払い、その支払額は70,000円、源泉徴収税額は7,147円である（「税理士等の報酬」欄に記入）。
- (5) 平成31年(2019年)2月28日に支払の確定した役員に対する賞与を平成31年(2019年)3月25日に支払い、その支給人員は3人、支給額は2,500,000円、源泉徴収税額は258,367円である（「役員賞与」欄及び「同上の支払確定年月日」欄に記入）。
- (6) 以上により、納付する税額の合計は、900,212円である（「本税」欄及び「合計額」欄に記入）。

※ 今後、納付書の様式が変更となる場合がありますので、ご留意ください。

＜納付する税額がない場合＞

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。